



2026年 5 月 29日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ
代 表 者 名 代表取締役社長 引屋敷 智
(コード番号：3826 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営サポート本部 本部長 石川 伸幸
(TEL. 048-600-3880)

業績条件付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月29日開催の取締役会において、下記のとおり、業績条件付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

処分期日	2026年6月16日
処分する株式の種類および数	当社普通株式 33,300株
処分価額	1株につき 453円
処分価額の総額	15,084,900円
処分予定先	業務執行取締役 4名 22,300株 執行役員 3名 11,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月28日開催の第24回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く業務執行取締役）に対し、取締役の報酬と会社業績及び株主価値との連動性をより明確化し株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型業績条件付株式報酬制度を導入することにつきご承認をいただきました。その後、2024年5月28日開催の第29回定時株主総会及び2026年5月28日開催の第31回定時株主総会において、本制度の一部改定につきご承認をいただいております。

また、当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、当社の執行役員に対しても業績条件付株式報酬制度（以下、取締役を対象とする改定後の業績条件付株式報酬制度と併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、業務執行取締役4名及び執行役員3名（以下、「対象役員」といいます。）に対し、本制度で設定した業績条件の達成度を踏まえ、金銭報酬債権合計15,084,900円の現物出資と引き換えに当社の普通株式33,300株を処分することを決議いたしました。

3. 本制度の概要

本制度は、対象役員に対し当社の2年経営計画の期間である2事業年度の期間を評価期間とし、目標の達成度に応じて当社株式及び金銭の支給を行う業績連動型の株式報酬制度です。

業績目標は、2年経営計画に掲げる2事業年度の経常利益累計額とし、この達成度に応じて0%から120%までの支給率を決定します。当該達成度等に応じて算定される報酬の60%を金銭報酬債権として対象役員に支給し、金銭報酬債権の現物出資と引き換えに当社普通株式を交付します。残りの40%は当該交付に伴う所得税等を考慮し、金銭で一括支給します。なお、本制度については、2026年5月28日開催の第31回定時株主総会において一部改定が承認されておりますが、以下の内容は当該改定前の制度内容を記載したものです。

① 本制度における報酬等の算定方法

以下の方法に基づき算定のうえ、対象役員ごとの支給株式数及び金銭の額を決定します。

イ) 対象役員

当社取締役のうち社外取締役を除く業務執行取締役及び執行役員

ロ) 本制度において支給する財産

当社普通株式及び金銭

ハ) 評価期間

最初の評価期間を2025年2月期から2026年2月期までの2年間とし、最初の評価期間の終了後は、各評価期間の終了直後に開始する2事業年度を新たな評価期間として、本制度を実施することができるものとします。

ニ) 対象役員に交付する株式数及び金銭の額の算定方法

以下の算定式に基づき、対象役員に交付する株式数及び支給する金銭の額を算定します。

i. 対象役員に交付する株式数

基準交付株式数 (A) × 業績目標達成度 (支給率) (B) × 60%

※100株未満の端数が生じた場合は100株単位に切上げるものとします。

ii. 対象役員に支給する金銭の額

基準交付株式数 (A) × 業績目標達成度 (支給率) (B) × 40% × 当社株式の時価 (C)

※1円未満の端数が生じた場合は1円未満の端数は切上げるものとします。

・ 基準交付株式数 (A)

役職に係わらず業務執行取締役に対して一律8,000株（執行役員は付与取締役会で決定するものとして、今回は一律6,000株）とし、評価期間における対象役員の在任月数に応じて決定します。基準交付株式数の総数は40,000株（執行役員も同数）を上限とします。

・ 業績目標達成度 (支給率) (B)

2年経営計画に掲げた2事業年度の経常利益累計額に対する業績達成度に応じて、120%を上限として取締役会で決定した割合とします。

・ 当社株式の時価 (C)

交付する当社株式の払込（処分）期日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

② 支給時期

2年経営計画の最終事業年度の末日が属する年の6月末日までに支給します。

③ 支給方法

当社は、各対象役員に対し上記算定方法にて定める交付株式数に応じて金銭報酬債権を支給し、各対象役員は当該金銭報酬債権の全部を現物出資することで当社普通株式を取得します。現物出資に係る当社株式の1株当たりの払込金額は、本制度に係る株式交付のために開催される取締役会（交付取締役会）の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象役員に特に有利とされない範囲で取締役会が決定した額とします。

④ 支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額の上限額

業務執行取締役に支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額の合計額は、業務執行取締役全員分につき30,000千円を上限（執行役員は付与取締役会で決定するもの）とし、上記算定式により計算した報酬等の金額の合計額が、上限金額を超えるおそれがある場合は、上限金額を超えない範囲で按分比例方式により対象役員各人に交付する株式数を減少させることとします。

⑤ 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象役員は、交付取締役会の決議日までに退任（死亡による退任を含む。）又は当社規程に定める退任事由に該当した場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することとします。

⑥ 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年5月28日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である453円としております。これは、交付取締役会前日の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上